

強い農業・担い手づくり総合支援交付金

実施要綱の制定について

30生産第2218号
平成31年4月1日
農林水産事務次官依命通知

一部改正 令和2年4月1日付け元生産第2132号
農林水産事務次官依命通知

強い農業・担い手づくり総合支援交付金について、この度、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導を御願いする。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱

第1 趣 旨

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、外食産業や流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物への代替、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処し、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための取組の推進、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立等に取り組むとともに、農業における新たな付加価値の創出に向けた環境の整備を通じ、実質化された人・農地プランを踏まえた地域農業の担い手の育成・確保を図ることや、需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地等とが協働する中で、それぞれの能力を發揮して課題解決に取り組む新たな生産事業の形成が最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる農業用機械・施設の導入等及び産地の基幹施設や食品流通拠点施設（以下「施設等」という。）の整備、先駆的な生産事業に係るモデル的な取組を支援することとする。

第2 目 的

強い農業・担い手づくり総合支援交付金による対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる支援タイプにおいて設定される成果目標の達成に資るものとして行うものとする。

- 1 産地基幹施設等支援タイプ（都道府県向け交付金）
 - (1) 産地競争力の強化
 - (2) 食品流通の合理化
- 2 先進的農業経営確立支援タイプ（都道府県向け交付金）
融資主体補助型
- 3 地域担い手育成支援タイプ（都道府県向け交付金）
 - (1) 融資主体補助型
 - (2) 被災農業者支援型
 - (3) 条件不利地域型
- 4 新たな生産事業モデル支援タイプ（国直接採択事業）

第3 対策の実施等

- 1 対策で実施する事業内容

本対策で実施する事業内容は、第2の支援タイプに対応したものとし、その具体的なメニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表1のI、II及びIIIに掲げるとおりとする。

このほか、別表1に定める事業等は、別記1、2及び3に定める基準を満たしていなければ

ならないものとする。

ただし、過去に例のないような甚大な気象災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省経営局長又は農林水産省政策統括官（以下「生産局長等」という。）が特に必要と認める場合にあっては、別表1に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

2 成果目標の基準及び目標年度

(1) 成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、別記1、2及び3に定めるところによるものとする。

(2) 目標年度

成果目標の目標年度は、次のとおりとする。

ア 産地基幹施設等支援タイプ

(ア) 産地競争力の強化を目的とする取組

事業実施年度（複数年度にわたって実施する事業にあっては事業完了年度とする。

以下同じ。）の翌々年度とする。

ただし、次に掲げる事業については、以下のとおりとする。

a 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)のうち果樹の優良品種系統等への改植・高接については、事業実施年度から8年後、茶の優良品種系統等への改植については、事業実施年度から7年後とする。

b 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のエの畜産物産地基幹施設整備のうち(ウ)から(オ)まで及び1の(2)のカについては、事業実施年度から6年以内とする。

c 別表1のIのメニューの欄の1のうち農畜産物輸出に向けた体制整備及びスマート農業実践施設の整備の取組については、事業実施年度から5年以内とする。

d 別表1のIのメニューの欄の1のうち「強み」のある産地形成に向けた体制整備の取組については、事業実施年度から5年（新規作物及び果樹については8年、茶については7年、畜産物については6年）以内とする。

e 別表1のIのメニューの欄の1の(2)のオについては、事業実施年度から3年以内とする。

f 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ア)、(エ)及び(オ)のうち、環境保全（小規模公害防除）の取組については、事業実施年度から5年以内とする。

g 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(オ)のうち土づくりの取組（被災農地の地力回復）については、事業実施年度から3年後とする。

(イ) 食品流通の合理化を目的とする取組

事業完了年度（卸売市場の移転新設及び大規模増改築に係る事業にあっては、事業全体の完了年度とする。）から3年以内（ただし、取扱数量の増加を目標とする場合は5年以内）とする。

イ 先進的農業経営確立支援タイプ

融資主体補助型

事業実施年度の翌々年度とする。

ウ 地域担い手育成支援タイプ

(ア) 融資主体補助型

事業実施年度の翌々年度とする。

(イ) 被災農業者支援型

事業実施年度とする。

ただし、農業用機械等を整備する場合に設定する農業経営の改善を図るための取組に係る目標については、事業実施年度からその翌々年度までのいずれかの年度を目標年度とする。

(ウ) 条件不利地域型

事業実施年度の翌々年度とする。

エ 新たな生産事業モデル支援タイプ

協働事業計画に係る取組期間が終了する年度の翌々年度とする。

3 事業費の低減

事業実施主体は、本対策を実施するに当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除するなど、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

4 費用対効果分析

別表1のI及びIIIの事業を実施する場合、事業実施主体は、事業実施前に、整備する施設等の導入効果について、生産局長等が別に定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討の上、整備する施設等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合に限り、事業を実施することとする。

5 地域提案

都道府県知事は、地域の実情を踏まえ、成果目標を達成する観点から、別表1のI及びIIの1について、メニューの欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

ただし、地域提案を実施するに当たって要する経費に対する交付金の総額は、各都道府県へ交付された交付金のうち、別表1のI又は別表1のIIの1の交付金総額の20%を上限とするものとする。

別表1のIの事業を実施する場合の交付率は、類似するメニューの交付率を準用するものとし、別表1のIIの1の事業を実施する場合の交付率は、10分の3以内とする。

第4 対策の実施等の手続

○都道府県向け交付金

1 事業実施主体は、別記1及び2に定める項目その他必要な事項を内容とする事業実施計画又は支援計画（以下「事業実施計画等」という。）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画等及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式1号により、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、別紙様式2号により地方農政局長等（北海道にあっては生産局長等、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう、他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その成果目標の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

3 都道府県知事は、都道府県計画に関して以下の事由が存在する場合にあっては、2の提出を行う際に、あわせて、事業実施計画等の内容等についても、別紙様式1号及び2号により、地方農政局長等と協議を行うものとする。

(1) 都道府県計画に地域提案が含まれる場合

(2) 特認団体（別表1のIの事業実施主体の欄に定める特認団体をいう。以下同じ。）として事業実施予定の団体が含まれる場合

(3) 都道府県が事業実施主体である場合

(4) 別表1のIの採択要件の欄の1の(5)に定める総事業費に満たないものの、第3の4に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事が地域の実情を踏まえて必要と認める産地基幹施設の設置を内容とする事業実施計画等が含まれる場合

- 4 地方農政局長等は、2及び3の協議を受けた場合は、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催して協議の内容を検討することとし、検討会の運営に当たっては公平性の確保に努めるものとする。

ただし、複数年度にわたって事業を実施する事業実施主体の協議の内容の検討に当たっては、既に地方農政局長等との協議が整っている場合は、書類のみによる審査も可とする。

- 5 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、以下に掲げる場合にあっては、重要な変更として、2に準じた手続を行うものとする。

(1) 産地基幹施設等支援タイプ

- ア 成果目標の変更
- イ 地域提案の事業内容の変更
- ウ 特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更

(2) 先進的農業経営確立支援タイプ

- ア 融資主体補助型
 - (ア) 成果目標の変更
 - (イ) 地域提案の事業内容の変更
 - (ウ) 都道府県が実施する事業内容の変更

(3) 地域担い手育成支援タイプ

- ア 融資主体補助型
 - (ア) 成果目標の変更
 - (イ) 地域提案の事業内容の変更
 - (ウ) 都道府県が実施する事業内容の変更
- イ 被災農業者支援型
 - 事業の中止
 - ウ 条件不利地域型
 - 成果目標の変更

6 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定（以下「交付決定」という。）後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、交付金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

○国直接採択事業

- 1 事業を実施しようとする拠点事業者又はコンソーシアム（推進事業を複数の拠点事業者が実施する場合にあっては、供給調整機能を有する主たる拠点事業者が代表するものとする。）は、別紙様式1号の2に定める事業実施計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その承認を受

けるものとする。

ただし、別に定める公募要領により選出された補助金候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなす。

- 2 事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、承認を行うに当たり、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

- 3 地方農政局長等は、事業実施主体から提出された事業実施計画を審査し、その承認に当たっては、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催して協議の内容を検討することとし、検討会の運営に当たっては公平性の確保に努めるものとする。

- 4 成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、取組内容等を変更することができる。

ただし、以下に掲げる場合にあっては、重要な変更として、2に準じた手続を行うものとする。

(1) 成果目標の変更

(2) 事業の中止又は廃止

(3) 事業実施主体の変更

- 5 事業の着手は、原則として、交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事業による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第5 対策の実施期間

事業実施期間は、別表1のメニューの欄の取組内容ごとに以下に定めるところによるものとする。

- 1 産地基幹施設等支援タイプ

(1) 産地競争力の強化を目的とする取組

ア 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のエの(ア)から(オ)まで及び(2)のエ及びカに係る取組については、3年以内とすることができます。

イ 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ア)、(エ)及び(オ)のうち、環境保全(小規模公害防除)の取組については、5年以内とすることができます。

ウ 交付金の要望額が10億円を超える取組については、2年とすることができます。

エ アからウまでに掲げるもの以外の取組については、1年とする。

(2) 食品流通の合理化を目的とする取組

食品流通拠点施設整備にあっては、施設の改良、造成又は取得(別表1のIの2において「整備」という。)が完了する年度までの期間とする。

- 2 先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ

1年とする。

- 3 新たな生産事業モデル支援タイプ

1年とする。

第6 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、成果目標の設定状況等に応じ、本対策の実施、指導等に必要な経費について、別記又は別に定めるところにより交付金を交付するものとする。
- 2 都道府県知事は、交付を受けた交付金を市町村に対して交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主性をいかした施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。
- 3 国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事等に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めるものとする。

第7 事業実施状況の報告等

○都道府県向け交付金

- 1 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度までの間における成果目標の達成状況について、別記1及び2に定める項目も含めて、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書により都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるものとする。
- 3 都道府県知事は、1による報告の点検結果について、目標年度の翌年度の9月末までに、別紙様式4号及び5号により地方農政局長等に報告するものとする。
なお、2による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。
- 4 1及び3の報告に当たっての留意事項は、別記1及び2に定めるところによるものとする。
- 5 国は、都道府県知事に対し、3に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めるものとする。

○国直接採択事業

- 1 事業実施主体は、本対策の実施年度から目標年度の前年度までの間における成果目標の達成状況について、別紙様式4号の2により、毎年度、当該年度における事業実施報告書により地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させる等、適切な改善措置を講ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、1及び2に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めるものとする。

第8 対策の評価

○都道府県向け交付金

事業実施計画等に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記1及び2に定める項目を含めて評価報告を作成し、その結果を都道府県知事に報告するものとする。
なお、次に掲げる事業については、中間的な評価を以下の時期に実施するものとする。
(1) 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)のうち茶の優良品種系統等への改植の場合及びエの畜産物産地基幹施設整備のうち(ウ)から(オ)までについては、事業

実施年度から4年度目

- (2) 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)のうち果樹の優良品種系統等への改植・高接については、事業実施年度から5年度目
- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていないときその他必要と判断したときは、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 都道府県知事は、2に定める点検評価の結果について、目標年度の翌年度の9月末までに、別紙様式4号及び5号により地方農政局長等に報告するものとし、2に基づき改善措置を講じた場合には、改善措置内容についても、併せて報告するものとする。
- 4 地方農政局長等は、3による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じ都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を生産局長等に報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、第4の5の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

- ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- 6 生産局長等は、4の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、評価検討委員会の意見を聴取しつつ、評価結果を取りまとめ、次年度の適正な対策の執行及び交付金の配分に反映させるものとする。
- 7 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。
- 8 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

○国直接採択事業

事業実施計画等に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画等の目標年度の翌年度において、事業実施計画等に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別紙様式第4号の2に定める評価報告書を作成し、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。
- なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にあっては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、生産局長が別に定めるところにより改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を生産局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手續は、第4の5の重要な変更に係る手続きに準じて行うものとす

る。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- 4 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果その他必要な事項に関する調査を行うものとする。

第9 指導推進等

○都道府県向け交付金

- 1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等の関係機関との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取組を行う事業実施地区が都道府県や市町村域を超える場合等においては、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

2 対策の適正な執行の確保

- (1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聞く体制を整えるものとする。

ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

○国直接採択事業

国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

第10 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる要綱（以下「廃止対象要綱」と総称する。）は廃止する。
- (1) 強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）
- (2) 経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知）
- 3 附則2による廃止前の廃止対象要綱（他の要綱で準用される場合を含む。）に基づき、平成30年度までに実施した事業又は平成31年度（西暦2019年度）以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、別記2の別表7の規定を除き、なお従前の例によるものとする。

別表1のI 産地基幹施設等支援タイプ（第3関係）

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
<p>1 産地競争力の強化</p> <p>(1) 産地収益力の強化に向けた総合的推進</p> <p>土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、環境保全型農業（有機農業を除く。）、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、青果物広域流通システム構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、「強み」のある産地形成に向けた体制整備、スマート農業実践施設の整備、中山間地域の競争力強化に向けた体制整備、地球温暖化対策（気候変動リスク軽減）の取組、地球温暖化対策（土壤劣化リスク軽減）の取組、資源高騰等のリスク軽減の取組、環境保全（小規模公害防除）の取組、環境保全（農業廃棄物の再生処理）の取組、病害虫まん延防止対策の取組、水田農業の高収益化に向けた体制整備、農福連携の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の 地力回復）</p> <p>上記の取組について、以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>ア 耕種作物小規模土地基盤整備</p> <p>(ア) は場整備</p> <p>(イ) 園地改良</p> <p>(ウ) 優良品種系統等への改植・高接</p> <p>(エ) 暗きよ施工</p> <p>(オ) 土壌土層改良</p> <p>イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備</p> <p>(ア) 飼料作物作付条件整備</p> <p>(イ) 放牧利用条件整備</p> <p>(ウ) 水田飼料作物作付条件整備</p> <p>ウ 耕種作物産地基幹施設整備</p> <p>(ア) 育苗施設</p> <p>(イ) 乾燥調製施設</p> <p>(ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設</p> <p>(エ) 農産物処理加工施設</p> <p>(オ) 集出荷貯蔵施設</p> <p>(カ) 産地管理施設</p> <p>(キ) 用土等供給施設</p> <p>(ク) 農作物被害防止施設</p> <p>(ケ) 農業廃棄物処理施設</p> <p>(コ) 生産技術高度化施設</p> <p>(サ) 種子種苗生産関連施設</p> <p>(シ) 有機物処理・利用施設</p> <p>(ス) 油糧作物処理加工施設</p> <p>(セ) バイオディーゼル燃料製造供給施設</p> <p>エ 畜産物産地基幹施設整備</p> <p>(ア) 畜産物処理加工施設</p> <p>(イ) 家畜市場</p> <p>(ウ) 家畜飼養管理施設</p> <p>(エ) 自給飼料関連施設</p> <p>(オ) 家畜改良増殖関連施設</p> <p>(カ) 畜産周辺環境影響低減施設</p> <p>(2) 産地合理化の促進</p> <p>以下のこととする。</p> <p>ア 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備</p> <p>イ 集出荷貯蔵施設等再編利用</p> <p>ウ 農産物処理加工施設等再編利用</p> <p>エ 食肉等流通体制再編整備</p> <p>オ 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化</p> <p>カ 乳業再編等整備</p> <p>(ア) 効率的乳業施設整備</p> <p>(イ) 集送乳合理化等推進整備</p>	<p>1 メニューの欄の1の(1)の事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県</p> <p>ただし、飼料増産の取組を対象として事業を実施する場合にあっては、別記1に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、自給飼料関連施設に限るものとする。</p> <p>(2) 市町村</p> <p>(3) 農業者の組織する団体</p> <p>代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等をいう。</p> <p>(4) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）</p> <p>(5) 土地改良区</p> <p>(6) 消費者団体及び市場関係者（別記1に定めるものをいう。以下同じ。）</p> <p>ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。</p> <p>(7) 事業協同組合連合会及び事業協同組合</p> <p>(8) 食品事業者</p> <p>以下のアからウまでの場合に限るものとする。</p> <p>ア 大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行なう事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合</p> <p>イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合</p> <p>ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合</p> <p>(9) 民間事業者（別記1に定めるものに限る。）</p> <p>(10) 中間事業者（別記1に定めるものに限る。）</p> <p>国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設及び畜産物処理加工施設の整備に限るものとする。</p> <p>(11) 流通業者（別記1に定めるものに限る。）</p> <p>青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。</p> <p>(12) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人</p> <p>ただし、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに家畜市場の整備に限るものとする。</p> <p>(13) 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）</p> <p>(14) コンソーシアム（別記1に定めるものに限る。）</p>	<p>1 メニューの欄の1の(1)の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が、5名以上であること。</p> <p>(2) 別記1に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(3) 別記1に定める面積要件等を満たしていること。</p> <p>(4) 事業を実施する場合にあっては、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（別記1に定める場合を除く。）。</p> <p>ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。</p> <p>(5) 産地基幹施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。</p> <p>(6) 別記1に定める女性の参画促進に資する産地基幹施設の整備にあっては、上記（3）及び（5）の要件を適用しない。</p>	<p>1 交付金の交付率は定額（事業費の1/2以内（ただし、別記1に定める場合にあっては、別記1に定める率又は額以内））とする。</p>
<p>(2) 産地合理化の促進</p> <p>以下のこととする。</p> <p>ア 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備</p> <p>イ 集出荷貯蔵施設等再編利用</p> <p>ウ 農産物処理加工施設等再編利用</p> <p>エ 食肉等流通体制再編整備</p> <p>オ 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化</p> <p>カ 乳業再編等整備</p> <p>(ア) 効率的乳業施設整備</p> <p>(イ) 集送乳合理化等推進整備</p>	<p>2 メニューの欄の1の(2)(カ)(イ)を除く。)の事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県（メニューの欄のアからエまでの事業に限る。）</p> <p>(2) 市町村（メニューの欄のアからオまでの事業に限る。）</p> <p>(3) 農業者の組織する団体</p> <p>(4) 公社</p> <p>(5) 土地改良区（メニューの欄のアの事業に限る。）</p> <p>(6) 食品事業者（メニューの欄のオの事業に限る。）</p> <p>(7) 特認団体（メニューの欄のアからエの事業に限る。）</p> <p>(8) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（メニューの欄のエの事業に限る。）</p> <p>(9) 事業協同組合連合会及び事業協同組合</p> <p>(10) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づく</p>	<p>2 メニューの欄の1の(2)のアからエまでの事業の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 受益農業従事者が、5名以上であること。</p> <p>(2) 別記1に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(3) 別記1に定める面積要件等を満たしていること。</p> <p>(4) 当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。</p>	<p>2 交付金の交付率は定額（メニューの欄の1の(2)のアからエの事業は事業費の1/2以内、メニューの欄の1の(2)のオ及びカの事業は事業費の1/3以内（ただし、別記1に定める場合にあっては、別記1に定める率以内））とする。</p>

	<p>き、農林水産大臣が定める基準（平成15年10月1日農林水産省告示第1538号）第2号に規定する基準に適合するものに限る。）（メニューの欄のカの（ア）の事業に限る。）</p> <p>(11) 乳業再編等協議会（別記1に定めるものに限る。）（メニューの欄のカの（ア）の事業に限る。）</p> <p>(12) コンソーシアム（別記1に定める場合に限る。）</p> <p>メニューの欄の1の（2）のカの（イ）の事業実施主体は、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第10条に規定する指定事業者とする。</p>	<p>のに限る。</p> <p>(5) 产地基幹施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。</p> <p>メニューの欄の1の（2）のオ及びカの事業の採択要件は、別記1に定める要件を満たしていることとする。</p>		
2 食品流通の合理化 食品流通拠点施設整備の推進	<p>品質・衛生管理高度化施設整備、物流効率化に向けた施設整備、卸売市場再編促進施設整備、輸出促進対応卸売市場施設整備、卸売市場防災対応施設整備、共同物流拠点施設整備</p> <p>上記の取組について、以下に掲げる施設の整備を実施できるものとする。</p> <p>(1) 売場施設 (2) 貯蔵・保管施設 (3) 駐車施設 (4) 構内舗装 (5) 搬送施設 (6) 衛生施設 (7) 食肉関連施設 (8) 情報処理施設 (9) 市場管理センター (10) 防災施設 (11) 加工処理高度化施設 (12) 選果・選別施設 (13) 総合食品センター機能付加施設 (14) 附帯施設 (15) (1)から(14)までの施設内容に準ずる施設 (16) 共同集出荷施設</p>	<p>3 事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体</p> <p>(2) 中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場の開設者</p> <p>(3) 中央卸売市場整備計画に基づき他の中央卸売市場との統合により廃止する中央卸売市場の開設者</p> <p>(4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者</p> <p>(5) 事業協同組合又は協同組合連合会</p> <p>(6) (5)に掲げる者が主たる出資者又は出元者となっている法人</p> <p>(7) 市場法第55条の開設許可を受け、又は受けることが確実と認められる者</p> <p>(8) 特認団体</p> <p>(9) 地方公共団体が主たる出資者となつてゐる法人</p> <p>(10) 農業協同組合又は農業協同組合連合会</p> <p>(11) 流通業者（別記1に定めるものに限る。）</p>	<p>3 採択条件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 別記1に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(2) 別記1に定める要件を満たしていること。</p> <p>(3) 事業実施主体が事業実施主体の欄の3の（3）の場合を除き、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。</p> <p>ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。</p>	<p>3 交付金の交付率は定額（事業費の4／10以内（ただし、別記1に定める場合にあっては、別記1に定める率以内））とする。</p>

別表1のII 先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ（第3関係）

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
〔先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ共通〕			
1 融資主体型補助事業			
(1) 融資主体型補助事業	事業実施主体は次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 ただし、2以上の市町村の区域内において農業経営を営む中心経営体等を助成対象者とする場合とする。 (2) 市町村	メニューの欄の1の（1）の事業の採択要件は、別記2のIIに定める事業実施地区、事業内容及び成果目標の基準を満たすこととする。	3／10以内
〔地域担い手育成支援タイプ〕			
2 被災農業者支援型			
(1) 融資等活用型補助事業		メニューの欄の1の（2）の事業の採択要件は、別記2のIIに定める事業内容の基準を満たすこととする。	定額
(2) 追加的信用供与補助事業			
支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、(1)の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行うものとする。			
ア 農産物の生産その他農業経営の開始又は改善に必要な施設等の取得、改良、補強又は修繕			
イ 農地等の造成、改良又は復旧			
(2) 追加的信用供与補助事業			
支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、(1)の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行うものとする。			
市町村	メニューの欄の2の（1）の事業の採択要件は、別記2のIIIに定める事業内容及び成果目標の基準を満たすこととする。	3／10以内	

<p>認める場合に、農産物の生産に必要な施設等について、被災農業者経営支援計画（気象灾害等による農業被害を受けた農産物の生産に必要な施設等の修繕等のため、具体的な取組内容及びその成果目標等を定めたものをいう。以下「被災支援計画」という。）に基づき、プロジェクト融資、地方公共団体等による助成金及び支払共済金（以下「プロジェクト融資等」という。）を活用して以下のアからエに掲げる取組を行う際の当該取組に係る経費からプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行うものとする。</p> <p>また、事業の要件その他の事業内容は、別記2のIIIに定めるとおりとし、このほか、経営局長が特に必要と認める場合にあっては、緊急に事業を実施できるものとする。</p> <p>なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。</p> <p>ア 農産物の生産に必要な施設の修繕又は気象灾害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得</p> <p>イ 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入</p> <p>ウ アと一体的に修繕し、又は取得する附帯施設の整備</p> <p>エ 気象灾害等による農業被害前の農産物の生産に必要な農業用機械（耐用年数を経過したものの及び修繕により利用できるものを除く。）及び附帯施設（修繕により利用できるものを除く。）と同程度の農業用機械及び附帯施設の取得</p> <p>オ 気象灾害等により被害を受けた農業用ハウス、果樹棚、畜舎等の営農施設（以下「営農施設等」という。）の補強</p> <p>(2) 追加的信用供与補助事業</p> <p>被災支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、（1）の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う基金協会に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行うものとする。</p>			<p>する。</p>
<p>[地域担い手育成支援タイプ]</p>			
<p>3 条件不利地域型</p>			
<p>条件不利地域型補助事業</p> <p>条件不利支援計画（経営規模が小規模・零細な地域において、今後の農業を担う意欲ある経営体の育成・確保を図るために行われる具体的な取組内容及びそれに対する成果目標を定めたものをいう。）に基づき、以下の（1）及び（2）の取組に対して助成を行うものとする。</p> <p>なお、この事業においては、整理合理化通知の基準を適用しないものとする。</p> <p>(1) 農業用機械等の導入</p> <p>ア 農業用機械等の取得</p> <p>イ 乾燥調製に必要な乾燥機、粉砕機、袋詰め機、色彩選別機、建物等の整備</p> <p>ウ 農畜産物の集出荷に必要な選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物等の整備</p> <p>エ 野菜、果樹等の育苗に必要な施設の整備</p> <p>オ 農畜産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装に必要な機械、建物等の整備</p> <p>カ 高品質堆肥製造・保管に必要な機械施設の整備</p> <p>キ 農業用水の配管・ポンプ等の整備</p> <p>ク 防除機能、土づくり機能等の機能を持つ共同施設と併せて受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能を併せ持つ生産施設の整備</p> <p>ケ 販路拡大・鮮度維持等のための施設の整備</p> <p>コ 地域食材供給に必要な処理加工機械施設の整備</p> <p>サ 栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壤分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器の整備</p> <p>(2) 簡易な基盤整備</p> <p>ア 区画整理</p> <p>農用地の区画の拡大、整形、換地及び面的工事と一体的に行うかんがい排水、暗きよ排水、農道等の整備</p> <p>イ 畦畔整備</p> <p>畦畔の除去及び改善</p> <p>ウ 用排水整備</p> <p>用水路、排水路及びこれらの附帯施設の新設及び改修</p> <p>エ 農道整備</p> <p>農業上の利用に供する道路及び農地と農業用関連施設を結ぶ道路の新設及び改良</p> <p>オ 農地保全整備</p> <p>客土、土壤改良、ため池改修及び冠水防止のための排水ポンプ、地滑り対策のためのブロック積み・杭打ち、抜根等遊休地改良、ほ場進入路整備等の整備</p> <p>カ 建物用地整備</p> <p>新規就農者のための滞在施設用地の造成、農業用施設用地の造成及び改良及び経営多角化のための施設用地の造成</p> <p>キ 交換分合</p> <p>農用地の交換・分割並びに合併等による農用地の集団化のため</p>	<p>市町村</p>	<p>メニューの欄の2の（2）の事業の採択要件は、別記2のIIIに定める事業内容の基準を満たすこととする。</p>	<p>定額</p>

別表1のIII 新たな生産事業モデル支援タイプ（第3関係）

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
1 推進事業 (1) 生産安定・効率化機能の具備・強化 (2) 供給調整機能の具備・強化 (3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化 (4) 農業機械等の導入及びリース導入	事業実施主体は協働事業計画に位置付けられた次に掲げる者とする。 (1) 都道府県	メニューの欄の1の事業の採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 協働事業計画が承認されていること。	助成率は次に掲げるとおりとする。 (1) から(4)まで及

	<p>(5) 効果増進・検証事業 (6) その他事業の目的を達成するために必要な取組</p>	<p>(2) 市町村 (3) 公社 (4) 農業者 (5) 農業者の組織する団体 (6) 民間事業者（別記3に定めるものに限る。） (7) 特認団体 (8) コンソーシアム（別記3に定めるものに限る。）</p>	<p>(2) 別記3に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 生産局長等が別に定める別記3に定める要件を満たしていること。</p>	<p>び(6) の事業 事業費の1／2以内（ただし、生産局長等が別に定める場合にあっては、生産局長等が定める額）とする。 (5) の事業定額とする。</p>
2 整備事業推進事業	<p>(1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 产地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農作物被害防止施設 (9) 生産技術高度化施設 (10) 種子種苗生産関連施設</p>	<p>事業実施主体は協働事業計画に位置付けられた次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 農業者 (5) 農業者の組織する団体 (6) 民間事業者（別記3に定めるものに限る。） (7) 特認団体 (8) コンソーシアム（別記3に定めるものに限る。）</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 協働事業計画が承認されていること。 (2) 別記3に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。 (4) 生産局長等が別に定める要件を満たしていること</p>	<p>補助率は事業費の1／2以内とする。</p>

产地基幹施設等支援タイプ

产地基幹施設等支援タイプ

(注) 1 「市町村名」の欄については、「産地競争力の強化」を実現するため、都道府県が事業を行なう場合に、食品流通の合理化による販路開拓と、流通の効率化による販路開拓の二つを併用する。
 2 「備考」の欄については、「産地競争力の強化」を実現するため、都道府県が事業を行なう場合に、食品流通の合理化による販路開拓と、流通の効率化による販路開拓の二つを併用する。
 3 「政策目的」の欄については、「産地競争力の強化」、
 4 「備考」の欄については、「産地競争力の強化」、

「対象作物・畜種等名」の欄にについては、
複数作物を対象とする場合など、
対象となる具体的な作物・畜種等名を記入することとし、

5 「事業内容の欄」について、
また「食品流通の欄」について、
事業の性質によっては記入すべき事項を示す。記入すべき事項の相違
は、(1)「販賣等附帯車輛」欄と(2)「卸賣等附帯車輛」欄である。

6 「継続事業を実施する場合」の欄にあっては、複数年で行う事業について、全体の事業費及び取扱額について記入すること。

7 食品流通の合理化について、(1)の欄には、必要な機器の金額を記入すること。
7 食品流通の合理化について、(2)の欄には、(1)の機器の耐用年数と、(2)の機器の耐用年数を記入すること。
7 食品流通の合理化について、(3)の欄には、(1)の機器の耐用年数と、(2)の機器の耐用年数を記入すること。

「君相公」の欄に、別表1のⅢの欄より「(1) ひき取る」を記す。この欄にて説明する事より、金銭の授受が主たる事実である。金銭の授受は、金銭の授受を前提とする。金銭の授受は、金銭の授受を前提とする。金銭の授受は、金銭の授受を前提とする。

8 複数年の事業であつて、(3) 継続事業の表に記入し、本表には記入しないこと。

9 「ボイント欄には強い農業・相い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイ

10 食品品質の合理化について。
11 食品包装に付する表示と規制。

(3) 繼続事業

(都道府県名：○○〇〇年度)

(注) 1 本表については、事業実施期間が複数年の事業の2年度以降の取組のうち、本表提出年度における事業費等を記入すること。

- 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
3 「政策目的」の欄については、「産地競争力の強化」、「食品流通の合理化」のいずれかを記入すること。
4 「達成すべき成果目標」の欄については、複数年の事業の1年目ににおいて設定した成果目標の内容を記入すること。
5 「事業内容」の欄にあっては、要綱別表1に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等附帯事業の内容等を含めて記入すること。

三重別計画表（事業実施期間を2年以上とする場合に限る）

○○年四月

- (注) 1 本表については、事業実施期間が複数年の事業について記入すること。
 2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
 3 「政策目的」の欄については、「産地競争力の強化」、「食品流通の合理化」のいずれかを記入すること。
 4 「事業内容」の欄については、各年度における施設整備内容等を記入すること。
 5 「年度別事業内容及び事業費」の欄は、直角に記入すること。

2 先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ

(1) 終括表

THE JOURNAL OF CLIMATE

(注) 1 記載は、(2)のI及びIIの個別表の地区別の記載から転記すること。

2 「事業内容」の欄の記載に当たつては、[一]から[三]の別を記載すること。

3 「市町村名」の欄につけては、都道府県が事業実施主体となる場合においては、署名する市町村の全てを記載すること。

4「事管化された人」・豊竹プランが作成されている欄については、都道府県において別記2のⅡの第1の2の要件を満たすものであるか確認した上でチックを行うこと。

「アーリー」の名前は、アーリー・マーティンの名前から取ったものだ。アーリーは、アーリー・マーティンの名前から取ったものだ。

配分基準不一致特例による、(2)の(1)の合計額を算出する。この算出額は、(1)の融資主本補助型の配分基準項目別記2の別表10-2及び10-3(参考)による。

融資主本補助型については、別記2の別表10-4のポイント算出ため、地区内の農地の集積状況について留保を記載すること。

その記載に当たつては、事業に取り組む助成対象者以外も含めて、事業実施地区内の状況について記載すること。

8 ※印のある欄については、被災農業者支援型のみ記載を行う欄のため、融資主体補助型のみ事業を実施する場合は欄の省略を行うこと。

9 本要綱第4の5により、事業内容に変更がある場合、下段に変更前の内容を記載し、上段に変更後の内容を記載すること。

THE JOURNAL OF CLIMATE

2) (個別表)

融資主体補助型及び被災農業者支援型

が地域相い手育成支援タイプ整理番号表(以下「整理番号表」という。)に基づき番号を記載すること。

を基本とする。例示に沿わない場合には、適宜単位を記載すること。

関係するかを詳細に記載すること。

〇ー3に関する事項であるため、地域担当手育成支援タイプのみ参照すること。

は欄の省略を行うこと。

で記載し、下段に変更後の内容を記載すること。

結果目標の設定状況（別記2の別表10—1参照）

1 融資主/体補助型の配分基準項目(別記2の引表10-2及び10-3参照)<該当する項目に「1」を記入>																		
① 付加価値額の拡大																		
②経営面積の拡大																		
ア 現状ポイント	イ 目標ポイント	ア 現状ポイント	イ 目標年度までの付加価値額	ア 現状年度までの付加価値額	イ 目標年度までの付加価値額	ア 現状年度までの付加価値額	イ 目標年度までの付加価値額	ア 現状年度までの付加価値額	イ 目標年度までの付加価値額	ア 現状年度までの付加価値額	イ 目標年度までの付加価値額	ア 現状年度までの付加価値額	イ 目標年度までの付加価値額	ア 現状年度までの付加価値額	イ 目標年度までの付加価値額	ア 現状年度までの付加価値額	イ 目標年度までの付加価値額	
(ア)直近年度の付加価値額	(イ)直近年度の現業者1人当たり付加価値額	(ア)直近年度の現業者1人当たり付加価値額	(イ)直近年度の現業者1人当たり付加価値額	(ア)直近年度の現業者1人当たり付加価値額	(イ)直近年度の現業者1人当たり付加価値額	(ア)直近年度の現業者1人当たり付加価値額	(イ)直近年度の現業者1人当たり付加価値額	(ア)直近年度の現業者1人当たり付加価値額	(イ)直近年度の現業者1人当たり付加価値額	(ア)直近年度の現業者1人当たり付加価値額	(イ)直近年度の現業者1人当たり付加価値額	(ア)直近年度の現業者1人当たり付加価値額	(イ)直近年度の現業者1人当たり付加価値額	(ア)直近年度の現業者1人当たり付加価値額	(イ)直近年度の現業者1人当たり付加価値額	(ア)直近年度の現業者1人当たり付加価値額	(イ)直近年度の現業者1人当たり付加価値額	
現状実績 拡大率 単位	現状実績 拡大率 単位	選択目標1 現状目標 現状 年度 値 (年 度)	選択目標2 現状目標 現状 年度 値 (年 度)	現状実績 拡大率 単位	現状実績 拡大率 単位	現状実績 拡大率 単位	現状実績 拡大率 単位	現状実績 拡大率 単位	現状実績 拡大率 単位	現状実績 拡大率 単位	現状実績 拡大率 単位	現状実績 拡大率 単位	現状実績 拡大率 単位	現状実績 拡大率 単位	現状実績 拡大率 単位	現状実績 拡大率 単位	現状実績 拡大率 単位	
必須目標 (付加価値額の拡大) (現業者1人当たり付加価値額)	必須目標 (付加価値額の拡大) (現業者1人当たり付加価値額)	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
③運営管理化の高さ	④新規開拓の性質	⑤農業者の取組み度	⑥多様な育成性	⑦他の産業との連携	⑧黒色野菜生産の実情	⑨多様な育成性	⑩人材育成・雇用保証	⑪生産者と連携して生産・加工・販売計画と地図による農業生産の実情	⑫生産者と連携して生産・加工・販売計画と地図による農業生産の実情	⑬生産者と連携して生産・加工・販売計画と地図による農業生産の実情	⑭生産者と連携して生産・加工・販売計画と地図による農業生産の実情	⑮生産者と連携して生産・加工・販売計画と地図による農業生産の実情	⑯生産者と連携して生産・加工・販売計画と地図による農業生産の実情	⑰生産者と連携して生産・加工・販売計画と地図による農業生産の実情	⑱生産者と連携して生産・加工・販売計画と地図による農業生産の実情	⑲生産者と連携して生産・加工・販売計画と地図による農業生産の実情	⑳生産者と連携して生産・加工・販売計画と地図による農業生産の実情	㉑生産者と連携して生産・加工・販売計画と地図による農業生産の実情

(2) (個別表)

II 条件不利地域型

卷之三

(注) 各欄における「整理番号」、「区分」及び「コード」の欄の記載に当たっては、(3)の先進的農業経営階級立支援タイプ及び地域相手育成支援タイプ(以下「整理番号表」という。)による。

レーベルの「アーティスト」に登録する。レーベルによっては、アーティスト登録料金を支払う場合もある。アーティスト登録料金は、レーベルによって異なるが、通常は1曲あたり1万円程度である。

3. 同様の導入する施設等と成る品目種の問題を解消するための別途の取扱い
4. 同様の導入する施設等と成る品目種の問題を解消するための別途の取扱い

(3) 先進的農業經營確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ整理番号表

⑤ 資本主義（I 資本主義及II 資本主義）

①事業内容			
分類基準			
番号	区分	番号	区分
I-1 融資主体補助型（先進的農業経営確立支援タイプ）		1 水田作	稻、麦類、穀穀、いも類、豆類、豆科、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
I-2 融資主体補助型（地域担い手育成支援タイプ）		2 畜作	飼、麦類、雑穀、いも類、豆類、豆科、工芸農作物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
II 条件不利地域型		3 露地野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
III 被災農業者支援型		4 施設野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多いため経営
②対象者区分			
I 融資主体補助型		番号	区分
1 中心経営体	1 農事組合法人		備考
2 中心経営体であつて機械を活用している者	2 以外の農地所有者		人・農地プラン 作成地区
3 中心経営体以外	3 特定農業法人		人・農地プラン 作成地区以外
4 営地中間管理機関から賃借権等の設定等を受けた者	4 その他法人		人・農地プラン 作成地区以外
II 条件不利地域型			
番号	区分	番号	区分
1 農事組合法人	1 露地花き		花き作経営のうち、露地花きの販売収入が施設花きの販売収入以上である経営
2 以外の農地所有者	2 施設花き		花き作経営のうち、露地花きより施設花きの販売収入が多いため経営
3 特定農業法人	3 露農		露農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
4 特定農業法人	4 繁殖牛		肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用種牛の飼養頭数が多い経営
5 集落農業組織	5 繁殖牛		肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用種牛の飼養頭数が多い経営
6 廉用地和改良圃地	6 その他法人		その他の法人
7 その他法人	7 その他法人		その他の法人
8 その他の任意団体	8 農業組合		農業組合
9 参入法人	9 農業協同組合		農業協同組合
10 協賛	10 地域改正区画		地域改正区画
11 地域改正区画	11 第3セクター等		第3セクター等
III 被災農業者支援型			
番号	区分	番号	区分
1 被災証明を受けた者（農業者）	1 肥育牛		内用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用種牛の飼養頭数以上である経営
2 被災証明を受けた者（農業者の組織する団体）	2 法人		採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
③農業者の詳細			
番号	区分	番号	区分
1 認定農業者	1 プロライナ農耕		プロライナ農耕の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
2 集落農業組織	2 新規就農者（認定農業者）		新規就農者（認定農業者）
3 新規就農者（認定農業者）	3 新規就農者（認定農業者）		新規就農者（認定農業者）
4 新規就農者（認定農業者）	4 その他		上記の営農類型に分類されない経営
5 1、3、及び6（個人の場合）の者で組織する団体	5 その他		
6 その他	6 その他		

金融關

番号	区分	区分	区分
1	トランクター		1 農協
2	コンバイン		2 農協連
3	田植機		3 育林中金
4	乗用管理機		4 日本公庫
5	茶樹合管機		5 沖繩公庫
6	アッチメント		6 奈良振興基金
7	G.P.Sガイダンス		7 銀行
8	その他機械		8 信用金庫
9	ハーヴ		9 信用組合
10	育苗施設		10 沖繩県
11	乾燥調製施設		11 行町村
12	果樹園		
13	雑出荷施設		
14	その他生産・流通関係施設		(7) 融資(資金)種類
15	畜舎(肉牛)		番号 区分
16	畜舎(養豚)		1 近代化資金
17	畜舎(養鶏)		2 青年等創農資金
18	畜舎(飼養)		3 公庫資金(改良資金)
19	畜舎(その他)		4 公庫資金(スマーベル)
20	サイロ		5 公庫資金(その他)
21	堆肥施設		6 一般資金(プロベーラ資金)
22	機械(畜産関係)		
23	その他畜産関係施設		(8) コード(成果目標)
24	農産物加工施設		I 融資主体補助型
25	環境衛生施設		番号 区分
26	ほ場観測施設		1 ① 付加価値額の拡大
27	中間拠点施設		1 ② 経営面積の拡大
28	その他施設等		1 ③ 農畜物の価値向上
29	圃地防除去		1 ④ 作地面積当たり収量の増加
30	区画整理		1 ⑤ 経営コストの縮減
31	貯水排水		1 ⑥ 農業経営の複合化
32	明渠排水		1 ⑦ 農業経営の法人化
33	その他基盤整備		
34	地図案		II 条件不利地域型
	II 条件不利地域型		番号 区分
			II① 経営面積の拡大
			II② 採作が準拠地の解消
			II③ 農業の6次産業化
			II④ 農畜物の高付加価値化
			II⑤ 農業経営の複合化
			II⑥ 農業経営の法人化
			II⑦ 適用
			III 植民開拓者支援型
			番号 区分
			III① 抵抗農業者の農業経営の持続
			III② 農業経営の改善を図ることのための助成
			IV 地域整備
			番号 区分
			IV① 地域整備施設の整備
			IV② 農業用水の配管・ポンプ等の整備
			IV③ 防除機能、土づくり機能等の畜舎等の整備
			IV④ 乾燥機能の他に畜舎機能を併せ持つ生産施設の整備
			IV⑤ 販路拡大・鮮度維持等のための施設の整備
			IV⑥ 地域食材供給に必要な施設の整備
			IV⑦ 施設管理技術・経営に関する指導・研修、土壤分析、作物の品質検定、土地の利用調査等に必要な機器の整備

金融關

融資(資金)種類		区分	
番号	区分	番号	区分
1	農協	1	農協
2	農協連	2	農協連
3	農林中金	3	農林中金
4	日本公庫	4	日本公庫
5	沖縄公庫	5	沖縄公庫
6	奄美振興基金	6	奄美振興基金
7	銀行	7	銀行
8	信用金庫	8	信用金庫
9	信用組合	9	信用組合
10	都道府県	10	都道府県
11	市町村	11	市町村

⑦ 融資(資金)種類		区分	
番号	区分	番号	区分
1	近代化資金	1	近代化資金
2	青年等就農資金	2	青年等就農資金
3	公庫資金(改良資金)	3	公庫資金(改良資金)
4	公庫資金(スバーレ)	4	公庫資金(スバーレ)
5	公庫資金(その他)	5	公庫資金(その他)
6	一般資金(プロバー資金)	6	一般資金(プロバー資金)

⑧ コード(成果目標)		区分	
番号	区分	番号	区分
1	融資主体制動型	1	融資主体制動型
1.1	附加面積額の拡大	1.1	附加面積額の拡大
1.2	經營面積の拡大	1.2	經營面積の拡大
1.3	作物の価値向上	1.3	作物の価値向上
1.4	単位面積当たり収量の増加	1.4	単位面積当たり収量の増加
1.5	経営コストの縮減	1.5	経営コストの縮減
1.6	農業経営の複合化	1.6	農業経営の複合化
1.7	農業経営の法人化	1.7	農業経営の法人化

Ⅱ 条件不利地盤型		区分	
番号	区分	番号	区分
II.1	經營面積の拡大	II.1	經營面積の拡大
II.2	耕作放棄地の解消	II.2	耕作放棄地の解消
II.3	農業の6次産業化	II.3	農業の6次産業化
II.4	農産物の高付加価値化	II.4	農産物の高付加価値化
II.5	農業経営の複合化	II.5	農業経営の複合化
II.6	農業経営の法人化	II.6	農業経営の法人化
II.7	雇用	II.7	雇用

Ⅲ被災農業者支援型		区分	
番号	区分	番号	区分
III.1	被災農業者の農業経営の維持	III.1	被災農業者の農業経営の維持
III.2	農業生質の改善を図るための栽培	III.2	農業生質の改善を図るための栽培

3 事業費の内訳（全支援メニュー共通）

(都道府県名: ○○年度)

(1) (目) 農業・食品産業強化対策整備交付金(産地基幹施設等支援タイプ)

(注) 継続事業の欄については、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の取組のうち、本表提出年度における事業費等を記入すること。

(2) (目) 農業・食品産業強化対策推進交付金（先進的農業経営確立支援タイブ）

先進的農業経営確立 支援タイプ	事業費		附帯事務費		小計	総計
	件数	事業費 交付金	都道府県附帯事務費 交付金	市町村附帯事務費 交付金		
融資主体補助型						
計						

(3) (目) 豊業・食品産業強化対策推進交付金(地域指向手販成支援タイプ)

(単位：円)

	事業費		附帶事務費 交付金	総計 交付金
	件数	事業費 交付金		
1 農業・食品産業強化対策整備交付金				
2 農業・食品産業強化対策推進交付金				
計				

4 附帯事務費の内訳表

(1) (目) 農業・食品産業強化対策整備交付金(満地基幹施設等支援タイプ)

(都道府県名 : ○○○年度)

区分	分	金額(千円)	内 容	内 容
旅費	普通旅費 日額旅費 委員等旅費			
小計				
賃金等				
給料				
報酬				
職員手当等				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費			
使用料及び 賃借料				
備品購入費				
市町村附帯 事務費				
合 計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

(2) (目) 農業・食品産業強化対策推進交付金（先進的農業経営確立支援タイプ）

ア 都道府県附帯事務費

区分	金額(千円)	内 容	内 訳
給与			
職員手当等			
報酬	委員手当		
旅費	普通旅費 日額旅費 委員等旅費		
小計			
賃金			
共済費			
報償費	謝金		
需用費	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費		
小計			
役務費	通信運搬費 自動車損害保険料		
便用料及び 賃借料			
備品購入費			
委託料			
公課費	自動車重量税		
合計			

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

(都道府県名 : 平成〇〇年度(西暦〇〇年度))

イ 市町村附帯事務費		金額(千円)	内 容	内 記
区分	分			
旅費				
	普通旅費			
	日額旅費			
	委員等旅費			
小計				
資金				
共済費				
報償費	謝金			
備用費				
	消耗品費			
	燃料費			
	食糧費			
	印刷製本費			
	修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費			
便用料及び 賃借料				
備品購入費				
委託料				
合計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

(3) (目) 農業・食品産業強化対策推進交付金（地域担い手育成支援タイプ）

(都道府県名： 平成〇〇年度（西暦〇〇年度）)

区分		金額(千円)	内 容	内 駄
給与				
職員手当等				
報酬	委員手当			
旅費				
	普通旅費 日額旅費 委員等旅費			
小計				
賃金				
共済費				
報償費	謝金			
需用費				
	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費			
小計				
役務費				
	通信運搬費 自動車損害保険料			
便用料及び 賃借料				
備品購入費				
委託料				
公課費	自動車重量税			
合計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

イ 市町村附帯事務費		金額(千円)	内 容	内 記
区分	分			
旅費	普通旅費 日額旅費 委員等旅費			
小計				
資金				
共済費				
報償費	謝金			
備用費				
	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費			
小計				
役務費	通信運搬費			
便用料及び 賃借料				
備品購入費				
委託料				
合 計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

**強い農業・担い手づくり総合支援交付金
(新たな生産事業モデル支援タイプ)
事業実施計画【推進事業】**

(強い農業・担い手づくり総合支援交付金(新たな生産事業モデル支援タイプ)
実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度： _____
年度

事業実施主体名： _____

所 在 地： _____

1. 事業実施主体名及び対象品目

事業実施主体名	対象品目

2. 事業実施主体の概要

担当者 代表者	所属・役職 氏名
	所属・役職 氏名
担当者	電話番号
	FAX番号
GFP登録者	E-mail

※生産安定・効率化機能の具備・強化のうち輸出対応型産地の育成（実施要綱別記ⅢのⅡ推進事業の第1の3の（6）の取組）を実施する場合は、以下も記載。

GFP登録者	所属・役職 氏名

（注）GFPに登録している者を記入。

3. 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値（〇〇年）	目標値（〇〇年）	増減又は割合		

（注）別記3のⅡ推進事業の第4の成果目標の欄から設定した目標を記載。

4. 総括表

支援メニュー	総事業費	負担区分			備考欄
		国庫補助金	自己資金	その他	
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化					
ア 労働力不足等に対応した労働力調整体制の確立					
イ 生育予測システム等の導入					
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備					
エ 新たな栽培技術等の導入・普及					
オ 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化					
(2) 供給調整機能の具備・強化					
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立					
イ 集出荷調整機能の高度化					
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化					
ア GAP・トレーサビリティ手法の導入					
イ 新品種等現地適応性試験の実施					
ウ 導入品種等の加工等適性試験					
エ 品質管理、物流の効率化					
オ 高品質・低コスト流通システムの導入					
カ 輸出対応型産地の育成					
(4) 農業機械等の導入及びリース導入					
(5) 効果増進・検証事業					
ア 計画策定及び効果検証の取組					
イ 技術等の実証の取組					
(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組					
合 計					

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5. 事業実施経費

事業内容	金額(円)	内訳	備考(経費の必要性と当該事業の関連性等)
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化			
ア 労働力不足等に対応した労働力調整体制の確立			
イ 生育予測システム等の導入			
費目			
イ 費目			
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備			
費目			
工 新たな栽培技術等の導入・普及			
費目			
オ 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化			
費目			
(2) 供給調整機能の具備・強化			
ア 対蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立			
費目			
イ 集出荷調整機能の高度化			
費目			
(3) 実需者ニーズおよび機能の具備・強化			
ア GAP・トレーサビリティ手法の導入			
費目			
イ 新品種等現地適応性試験の実施			
費目			
ウ 導入品種等の加工等適性試験			
費目			
工 品質管理、物流の効率化			
費目			
オ 高品質・低コスト流通システムの導入			
費目			
カ 輸出対応型産地の育成			
費目			
(4) 農業機械等の導入及びリース導入			
費目			
(5) 効果増進・検証事業			
ア 計画策定及び効果検証の取組			
費目			
イ 技術等の実証の取組			
費目			
(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組			
費目			
	合計		

(注1) 「備考」欄には、単価、人數等の根拠(資料名等)について具体的に記載すること。

(注2) 「費目」欄には、実施要綱別記3の別表1に掲げる費目を記入すること。

(注3) 適宜、行を追加して記入すること。

別紙様式1号の2別添2

1. 生産安定・効率化機能の具備・強化

(1) 労働力不足等に対応した労働力調整体制の確立

① 労働力調整体制の確立に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考

(2) 生育予測システム等の導入

① 生育予測システム等の導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(3) 種子・種苗等の供給体制の整備

① 供給体制の整備に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ 講習会等の開催

開催時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(4) 新たな生産技術等の導入・普及

① 新たな生産技術等の導入・普及に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ 新たな生産技術等の普及に必要な取組

実施時期	実施場所	普及を行う技術等	対象者	普及の目的、方法	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容			備考

(5) 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化

① 担い手不在地域・農地等の参入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容			備考

添付書類 人・農地プランや農地台帳等、担い手不在地域や拠点事業者等の農地の利用集積状況がわかるもの

別紙様式 1号の2別添3

2. 供給調整機能の具備・強化

(1) 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立

(①)

(1) 安定出荷体制確立のために必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

(②) 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

(③) その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(2) 集出荷調整機能の高度化

(1) 集出荷調整機能の高度化のための調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

(②) 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

(③) その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

別紙様式1号の2別添4

3. 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

(1) G A P・トレーサビリティ手法の導入

① 講習会等の開催

開催時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ マニュアル等の作成

マニュアル等の名称	作成時期	作成部数	配布対象	内容	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(2) 新品種等現地適応性試験の実施

① 実需者の要望等調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

(② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

(③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(3) 導入品種等の加工等適性試験

(① 実需者等への調査の実施

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

(② 品質評価等の検討会

開催時期	開催場所	検討会の構成	検討会の内容	備考

(③ 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

(④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(4) 品質管理、物流の効率化

① 実需者が求める荷姿等に関する調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(5) 高品質・低コスト流通システムの導入

① 高品質・低コスト流通システムの導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(6) 輸出対応型産地の育成

① 想定する輸出先国・地域及び対象品目

輸出先国・ 地域名	対象品目名
--------------	-------

② 輸出拡大に当たっての課題

※①の輸出先への対象品目の輸出拡大を図るために当たって生じている課題のうち、本取組で対応する課題を記載する。

③ 課題解決に必要な取組

※課題解決のために本取組で取り組む技術実証等の内容（名称等）を、課題解決にあたり成果目標にどのように寄与するかを含めて記載する。なお、実証技術等の詳細な説明は資料の添付をもつて代えることができる。

④ 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考
------	------	---------	-----------	----	----

⑤ スケジュール

実施時期	取組内容	備考
------	------	----

※検討会を含め、本取組で取り組む内容を時系列に記載する。

4 農業機械等の導入及びリース導入

(1) 農業機械等の導入計画

対象機械	機種名	数量		台
	型式名			
対象作物	利用面積			
	現有機の有無 (有の場合:能力・取得年 月・台数など)			
購入価格(税抜き)	[1]			(円)
	うちオーバジョン分 (税抜き)			(円)
購入価格(税込み)	[2]			(円)
購入費助成申請額	[3]			(円)
購入物件保管場所				
備考				

^{注1}「購入価格(税抜き)」欄には、下取り価格又は処分益(税抜き)を控除した価格を記入してください。

「購入費助成申請額」欄には、[1]×1／2以内の額を記入してください。

^{注3}「備考欄には、下取り価格又は割合益(税抜き)を記入してください」

注4：別紙の調書に必要事項を記入の上、併せて提出（てくじ）」

注4：別紙の附書に必要事項を記入の上、併せて提出して下さい。

（ア） 滲村書類は、以下のようにあります。

① 複数の販売会社の見積書の探し等(全社分)

② 農業用機械の導入にあつては、費用対効果分析

③ その他地方農政局長等が必要と認める資料

◎ 次世代道1計画

注：添付書類は、以下のとおり。
①複数の販売会社の見積書の写し等(金社分)
②その他地方農政局長が必要と認める資料

(3) 農業機械等のリース導入

①リース内容

品目名	機械・施設名	仕様 製造会社 型式	台数・面積	機械・施設管理者	保管・設置場所	備考

注：対象農業機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械・施設ごとに記入すること。

②導入する農業機械等の規模決定根拠

農業機械等の名称	リース物件価格 (千円)	リースする農業機械等の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1：「リース物件価格(千円)」欄には、リースする農業機械等の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入すること。

注2：「リースする農業機械等の選定理由及び規模決定の根拠」欄の「規模決定の根拠」では農業機械等の能力を決定(導入する農業機械等の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる農業機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

(3)リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者 (いずれかに○)	指名業者選定の考え方	備考
機械等納入事業者 ・ リース事業者		
入札方式 (いずれかに○)		
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

④機械等のリース料等

リース期間	開始月～終了月 (※ 1)	年 月	～	年 月	(月)	(年)	備考
	リース借受日から〇年間 (※ 2)						
リース物件取得予定価格(消費税抜き)	①					(円)	
リース期間終了後の残存価格(消費税抜き)	②					(円)	
リース料助成申請額	③					(円)	
リース諸費用(消費税抜き)	④					(円)	
消費税	⑤					(円)	
事業実施主体負担リース料(消費税込み) ①-②-③+④+⑤						(円)	
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（使用した算式に〇を記入すること）。							
内	I リース物件価格 × リース期間 / 法定期用年数 × 1/2 以 II (リース物件価格 - 残存価格) × 1 / 2 以内						

注1:※ 1 及び※ 2 については、いずれかを記入すること。
注2:リース事業者の見粗書の写し、費用効果分析、その他の農政局長が必要と認める資料等を添付すること。

注3:複数の機械・施設をリース導入する場合、表を追加し、機械・施設ごとに記載すること。

3.その他事業の目的を達成するために必要な取組

実施時期	取組内容	備考

5. 効果増進・検証事業

(1) 計画策定等に要する経費

事業実施主体名	目的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費(円)	備考
合計							

(注) 備考欄には「仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 効果検証等に要する経費

事業実施主体名	目的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費(円)	備考
合計							

(注) 備考欄には「仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(3) 技術等の実証に要する経費

地区名	事業実施主体名	対象作物名	実証等の規模	実証等の目的	実施場所	事業内容(実証リース機械(能力、台数)等)	総事業費(円)	備考
合計								
合計								

(注1) 「取組目標」欄には、実施要綱別表のメニュー欄の〇の効果的実施に必要な取組を記載すること。

(注2) 備考欄には「仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

効果増進・検証シート

1. 総括表

事業実施主体名	対象品目	実施年度	取組の内容	備考

2. 各取組の内容等

(1) 計画の策定の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

(2) 効果検証の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

(3) 技術実証の取組

実施時期	技術実証の内容	実証に用いた機器等	取組の効果検証	今後の展開等	備考

**強い農業・担い手づくり総合支援交付金
(新たな生産事業モデル支援タブ)
事業実施計画書【整備事業】**

(強い農業・担い手づくり総合支援交付金(新たな生産事業モデル支援タブ)
実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度： 年度 _____

事業実施主体名： _____

所 在 地： _____

整備事業の明細票

1 事業の目的・効果等

ア 事業の目的

※目標達成のために問題・課題となることや、課題の解決に向けて必要な方策等について具体的に記載。
※本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するか等具体的に記載。
※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

2 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状(〇年度)		目標(〇年度)		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	

3 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値		実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値(〇〇年)	目標値(〇〇年)		

4 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市 町 村	番地 m ²		

5 施設利用計画等

ア 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 (区分、構造、規格、能力 等)	現状		取組後	
			(〇年度) 処理量	事業実施年(〇年度) 利用率	2年目(〇年度) 処理量 kg	3年目(〇年度) 利用率 %
			0 kg	0 %		

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「ー」と記載。

(注2) 乾燥製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 貯蔵施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量／目標年度の処理量）の欄には上段に導入する施設の数値を、下段に括弧書きで全体施設の数値を記入すること。

イ 施設収支計画

現状 (〇年度)			取組後								
			事業実施年(〇年度)			2年目(〇年度)			3年目(〇年度)		
収入 千円	費用 千円	収支差 %	収入 千円	費用 千円	収支差 %	収入 千円	費用 千円	収支差 %	収入 千円	費用 千円	収支差 %

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「ー」と記載。

(注2) 乾燥製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

ウ 施設の貸付に関する計画（取組主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	受益農家戸数 (例) ○○運営組合	貸付対象 (例) 年間通じて貸付 水稻收穫期	賃料設定の考え方			管理の役割分担		
			貸付期間	賃料設定の考え方	(例) 通常の保管場所 整備点検の実施者	収入 千円	費用 千円	収支差 %

(注) 貸付対象者が法人又は任意団体の場合は、規約等を添付すること。

6 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績			事業名 (補助事業を活用した場合)
			3年前(〇年度) 処理量 kg	2年前(〇年度) 利用率 %	前年度(〇年度) 利用率 %	

(注1) 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

(注2) 乾燥製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 「利用率」の欄は、施設の規模・能力（処理量）に対する実績処理量の割合を記入すること。

7 事業費

施設名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費 (円)	国費	都道府県費	市町村費	その他	完了(予定) 年月日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考

(注1)設計金額、設計書その他地方農政局長等が必要と認める書類を添付すること。

(注2)費用対効果分析に当たっては、○〇に定める方法で行うこと。

8 上限事業費(上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入)

施設名	総事業費 A+B	うち上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業内訳)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業内訳)	備考
	千円	上限事業費対象の単位当たり事業費 千円／ha,t,m ² 等 (上限事業費)	千円 千円／ha,t,m ² 等 (上限事業費)	千円	

(注1)施設名は、要領〇に定める施設とする。

(注2)上限事業費対象事業費Aの欄は、要領別紙2に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。

(注3)上限事業費対象事業費Bの欄の下段(上限事業費)は、導入する施設の要領〇に定める上限事業費を記入する。

(注4)上限事業費対象事業費には、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。

(注5)上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。

(注6)上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

8 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

9 出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後				
		kg	kg	kg	kg	kg
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務
	円	円	円	円	円	円
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務

10 輸出の取組計画

目標年度における国別出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	輸出先国			
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円

○添付書類

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程
- ⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行なう場合）、⑨その他地方農政局等が必要と認める資料等

別紙様式2号（都道府県向け交付金 第4の2及び3関係）

番 号
年 月 日

○○地方農政局長 殿
〔北海道にあっては、農林水産省 ○○
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

県（都道府）知事
氏 名 印

○○年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金（都道府県向け交付金）の成果目標の
(変更の)妥当性等の協議について

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）第4の2及び3に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式1号の都道府県事業実施計画を添付すること
2 必要に応じて都道府県内の取組一覧表を作成し、添付すること
3 要綱第4の3に該当する協議がある場合は、都道府県事業実施計画のほか、事業実施主体の事業実施計画書を添付するとともに、特認団体の協議にあっては別紙様式3号の特認団体協議書を、要綱第4の3の(4)に係る協議にあっては理由書を添付すること

別紙様式3号（都道府県向け交付金 第4の2及び3関係）

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること
2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること

別紙様式4号（都道府県向け交付金 第7の3及び第8の3関係）

番 号
年 月 日

○○地方農政局長 殿
〔北海道にあっては、農林水産省 ○○
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

県（都道府）知事
氏名印

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（都道府県向け交付金）の事業実施状況報告及び評価報告（○○年度）

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）第7の3及び第8の3の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式5号を添付すること
2 要綱第7の2及び第8の2による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告すること
3 必要に応じて要綱第7の1及び第8の1の規定による事業実施主体の事業実施状況報告書及び評価報告書を添付すること

別紙様式2号の2（国直接採択事業 第4の2関係）

番 号
年 月 日

○○地方農政局長 殿
〔北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
所 在 地
氏 名 印

○○年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金（新たな生産事業モデル支援タイプ）
事業実施主体計画の（変更）承認申請について

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）第4の2に基づき、関係書類を添えて協議する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式1号の2の事業実施計画を添付すること
2 特認団体の協議にあっては別紙様式3号の2の特認団体協議書を添付すること

別紙様式2号の3（国直接採択事業 第4の5関係）

番 号
年 月 日

○○地方農政局長 殿
〔北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
所 在 地
氏 名 印

○○年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金（新たな生産事業モデル支援タイプ）
交付決定前着手届について

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）第4の5に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

別紙様式3号の2（国直接採択事業 第4の2関係）

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること
2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること

別紙様式4号の2（国直接採択事業 第7の1及び第8の1関係）

番 号
年 月 日

○○地方農政局長 殿
〔北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
所 在 地
氏 名 印

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（新たな生産事業モデル支援タイプ）の事業実施状況報告及び評価報告（○○年度）

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）第7の1及び第8の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- (注) 1 関係書類として、別紙様式1号の2を添付すること
2 要綱第7の1及び第8の2による改善措置を講じた場合は、改善措置内容についても、あわせて報告すること

別紙様式5号(第7の3及び第8の3関係)

1 1 産地基幹施設等支援タイプ
1 1 産地競争力の強化を目的とする取組用

都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書

市町村名	事業実施主体名 (例) ○農協 ○市	事業実施後の状況①	成果目標の具体的な内容① (対象・作物・畜種等名)	事業実施後の状況②	成果目標の具体的な実績① (対象・作物・畜種等名)②	事業内容 (工種、施設区分、機造、規格、能力)	事業費 (円)	負担区分(円)	完了年月日		事業実施主体の評価 都道府県の評価	都道府県の評価 の評価					
									計画時間△ (年)	1年後 (□□ 年)	2年後 (◇◇ 年)	3年後 (○○ 年)	目標値 (○○ 年)	達成率 (○○ 年)	計画時間△ (年)	1年後 (□□ 年)	2年後 (◇◇ 年)
メニユーワークス	メニユーワークス	▼【野菜】▼ (低コスト化) 事業実施地区ににおいて○○野菜栽培の生産コストの削減	野菜 (○○)	野菜 (○○)	○	○	9,000 円／10 a (△ 年度)	20%	10,000 円／10 a (△ 年度)	9,800 円／10 a (□ 年度)	9,000 円／10 a (□ 年度)	900 h /10a	890 h /10a	900 h /10a	20%	○○野菜栽培の生産コストが2%削減された ●野菜の労働時間削減 ●集出斬時時間が20%削減された	●野菜の労働時間削減 ●集出斬時時間が20%削減された
メニユーワークス	メニユーワークス	▼【野菜】▼ (低コスト化) 事業実施地区ににおいて○○野菜栽培の生産コストの削減	野菜 (○○)	野菜 (○○)	○	○	9,000 円／10 a (△ 年度)	20%	10,000 円／10 a (△ 年度)	9,800 円／10 a (□ 年度)	9,000 円／10 a (□ 年度)	900 h /10a	890 h /10a	900 h /10a	20%	○○野菜栽培の生産コストが2%削減された ●野菜の労働時間削減 ●集出斬時時間が20%削減された	●野菜の労働時間削減 ●集出斬時時間が20%削減された

都道府県平均 達成率	○%	総合 所見	・	・	・	・	・
---------------	----	----------	---	---	---	---	---

(注) 1 別紙様式1号の(2)の(1)に準じて作成すること。

2 要綱第3の2の(2)のアの(ア)のただし書きの場合にあっては、事業実施後の状況の欄を追加し、記入すること。

3 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書を添付すること。

4 「事業実施主体の評価」欄に、「都道府県の評価」と、「都道府県の評価」欄について、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入する。

「会員会所目」欄について
並無年産の取扱について
報道は且今体の会員会所目を記入すべし

「お前が何を言つてゐるか、よく聞こへない。お前が何を言つてゐるか、よく聞こへない。」

II 食品流通の合理化を目的とする取組用

市町 村名	事業 施 設 主 体 名 ニ ュ ー	事業 目 標 具 体 的 な 内 容	成果目標 I		成果目標 II		(都道府県名 : ○○年度) 備考	
			事業実施後の状況		事業実施後の状況			
			計画時 (△△ 年)	1年後 (□□ 年)	2年後 (◇◇ 年)	3年後 (○○ 年)	目標値 (○○ 年)	達成率 (○○ 年)
○○ 市中 央卸 売市	品 質・ 衛生 管理 高度 化施 設整 備	物品种 度の保 持) 品 質・ 衛生 管理 高度 化施 設整 備	低温充 気場面積 率(△△ %)	低温充 気場面積 率(□□ %)	低温充 気場面積 率(○○ %)	低温充 気場面積 率(○○ %)	低温充 気場面積 率(○○ %)	低温充 気場面積 率(○○ %)

都道府県平均達成率 ○% 総合所見

(注) 1 別紙様式1号の1の(2)のIIに準じて作成すること。

2 別添として、各事業実施主体等が作成した事業実施状況報告書を添付すること。

3 「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。

4 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。

5 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標地区の達成率の平均値とする。

2 先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ

I 融資主体型・被災農業者支援型用

No	市町村名	事業実施主体 (市町又は 村又は 都道府県名)	地区毎 助成対象 事業内容 の欄に 記載する こと。 1-1 総資本補助型 (支那農業者等に及ぼす影響イフ) 1-2 総資本補助型 (支那農業者等に及ぼす影響イフ) III 被災農業者支援型	地区の成果目標												経営体別の成果目標																		
				必須目標（付加価値額の拡大） (被災農業者の農業経営の維持)												選択目標1																		
				①付加価値額の拡大			②経営面積の拡大			③農作物の価値向上			④単位面積当たり収量の増加			⑤経営コストの縮減			⑥農業経営の複合化			⑦農業経営の法人化			現状年度			現状年度						
				○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)	○年度 目の達成状況 (評価 報告)
				地区計																														
				合計																														

(注) 1 「市町村名」の欄については、都道府県が事業実施主体となる場合においては、関係する市町村の全てを記載すること。

2 被災農業者支援型の場合、「地区名」の欄については、記載を要しない。

3 「事業内容」の欄の記載に当たっては、I-1、I-2及びIIIの別を記載すること。

4 地区の成果目標」の欄については、経営体別に当たっては、第8に基づく点検評価を行った年度の「計画」及び「実績」値を記載した経営体数を各成果目標ごとに記載すること。

5 各欄における「コード及び区分」の欄の記載については、(2)の先進的農業確立支援タブ及び地域拠点手育成支援タブ及び地区別整理事務番号を記載すること。

6 「経営体別の成果目標」の欄については、別紙様式1号の2の(2)のIの「成果目標の設定状況」欄の必須目標及び選択目標の1年度目、2年度目、3年度目の設定値及び実績値を記載すること。

7 同欄の「実績」欄については、計画値に対する当該年度の実績値を記載すること。

8 同欄の「〇年度目達成状況(%)」の欄については、(実績-現状)/(年度計画-現状)×100により求めるものとする。(小数点第2位は切り捨て、小数点第1位まで記載。)

9 同欄の「補正の内容」の欄については、天災その他との外的要因の詳細及び補正の方法(実績値の補正過程)を記載すること。

10 「導入した施設等情報」の欄については、助成対象者ごとに、導入した1施設等ごとに記載すること。

11 ※印のある欄については、被災農業者支援型の場合は欄の省略を行うこと。

12 「保険等加入情報」の欄については、本要綱第7及び第8に基づき報告を行う際、毎年度、加入が継続されるかを事業実施主体に確認を行った上で記載すること。

13 「評価所見」の欄については、本要綱第7に基づく点検又は第8に基づく点検評価の結果に基づき記載するものとし、事業実施主体からも所見を求める記載すること。

また、達成に立ち遅れがある場合には、その要因を把握した上で達成に向けた具体的な取組内容を記載すること。
なお、目標が達成されていない場合(必須目標がおこなわぬ達成されていない場合)は、別途、事業実施主体に別紙様式6号の2により提出を求め、具体的な改善措置及び達成見込時期等を記載すること。

不利情形下

— ۱۰ —

(注) 1 地区の稼業目標の欄に於いては、整営全体別の収量目標欄から、主要品別に年度別に点数化した運営目標欄に記載した運営目標を各項目ごとに記載す。

2 各種に於けるコード及び区分の記記に當つては、(2)の先進の商業施設等支援ダイレクト基盤番号表(以下「基盤番号表」といふ。)に基づき番号を付す。

3 残高体別の収支目標の構成の計画
4 各会員の会員登録(会員登録用紙)一式

4 同様の美術館について、お、計画は当該牛の美術館を記載する。

向側の「平年度運営次元(%)」の欄に「-」は、(美術-喫茶) × 100 / (美術+喫茶) × 100 = -100% となり、左側の「平年度運営次元(%)」の欄に「-」は、(喫茶-美術) × 100 / (美術+喫茶) × 100 = 100% となる。小数点第2位は切り捨てる。小数点第1位まで記載。

「『暴論』生じて、本筋の如きが、明解な如きが、何處か見出せば、必ず其の原因は、即ち、彼の『心』の問題である。」

「新規項目の「相談」欄へ、丁寧な説明文を記入しておいてください。」
「新規項目の「相談」欄へ、丁寧な説明文を記入しておいてください。」

(2) 先進的農業経営確立支援タイプ整理解説

⑤整備内容（I融資主体補助型及びIII被災農業者支援型）

II 不利地域型

番号	目標	単位	備考
I(1)	付加価値額の拡大	円	農業用機械等
I(2)	経常面積の拡大	ha	2 農業用機械等に必要な乾燥機、粗挽り機、袋詰め機、色彩選別機及び穀物等の整備
I(3)	農産物の面積向上	円	3 農業用機械、冷却・冷蔵・貯蔵・凍結機械、検査用機械、出荷用機
I(4)	単位面積当たり収量の増加	kg	4 事実、果樹等の育苗に必要な施設の整備
I(5)	経営コストの縮減	円	5 脱落作物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械及び穀物等の整備
I(6)	農業経営の複合化	△	6 食品質量測定装置・保管に必要な施設の整備
I(7)	農業経営の法人化	△	7 農業用水の配管・ポンプ等の整備
II 条件不利地域型			8 附帯機能を併せ持つ三連施設の整備
番号	目標	単位	9 重路転大・軽度耕作等のための施設の整備
II(1)	経常面積の拡大	ha	10 批次食料供給に必要な加工機械施設の整備
II(2)	耕作放棄地の解消	ha	11 排管等に必要な機器の整備
II(3)	農業の6次産業化	△	12 区画整理
II(4)	農産物の高付加価値化	円	13 町田整備
II(5)	農業経営の複合化	△	14 用耕水整備
II(6)	農業経営の法人化	△	15 車道整備
II(7)	雇用	人	16 腹地供金整備
III 被災農業者支援型			17 越境用耕整備
番号	目標	単位	18 交換分合
III(1)	被災農家本の農業経営の維持	人	
III(2)	農業経営の改善を図るための県組	人	
1	トラクター		
2	コンバイン		
3	田植機		
4	乗用管理機		
5	茶殼合管機		
6	アッチメント		
7	G.P.S.ガイダンス		
8	その他機械		
9	ハウス		
10	青苗施設		
11	乾燥調製施設		
12	果樹園		
13	集出荷施設		
14	その他生産・流通関係施設		
15	畜舎(牛)		
16	畜舎(養豚)		
17	畜舎(養鶏)		
18	畜舎(貉農)		
19	畜舎(その他)		
20	サイロ		
21	堆肥施設		
22	機械(畜産関係)		
23	その他畜産関係施設		
24	農産物加工施設		
25	環境衛生施設		
26	ほ場搬入施設		
27	中間地点施設		
28	その他施設等		
29	堆畔除去		
30	区画整理		
31	暗渠排水		
32	明渠排水		
33	その他基盤整備		
34	地域堤塁		